

高齢者

その家族

地域の  
みなさん

# こんな悩みや心配は ありませんか？

～高齢者の虐待防止と権利擁護～

高齢者がいつまでも安心して暮らすためには、本人の尊厳を保ちながら、必要に応じて援助の手をさしのべることが大切です。

しかし、<sup>ぎゃくたい</sup>虐待をはじめとして高齢者の尊厳がおりやかされたり、必要な援助が行き届かなかつたりしている場合があります。

本人やそれぞれの家庭だけでなく、地域全体でこれらの問題を考えていくことで、高齢者だけでなく誰もが暮らしやすい社会につながります。



## 焼津市の地域包括支援センター

大村・豊田・東益津地区(第6～10、15～17自治会)

北部 地域包括支援センター

〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目2-2(焼津市総合福祉会館内)

Tel (054) 626-3219 Fax (054) 626-3197



焼津・小川地区(第1～5、11～13自治会)

中部 地域包括支援センター

〒425-0036 焼津市西小川15丁目6-3(焼津市医師会館内)

Tel (054) 626-8811 Fax (054) 620-8303



港・大富・和田地区(第14、18～23自治会)

南部 地域包括支援センター

〒425-0045 焼津市東祢宜島12-4(イオン焼津店1階東側)

Tel (054) 656-3322 Fax (054) 656-3333



大井川地区(大井川南・東・西の各自治会)

大井川 地域包括支援センター

〒421-0205 焼津市宗高572-1(大井川福祉センター内)

Tel (054) 664-2700 Fax (054) 662-0034



## 焼津市高齢者福祉課

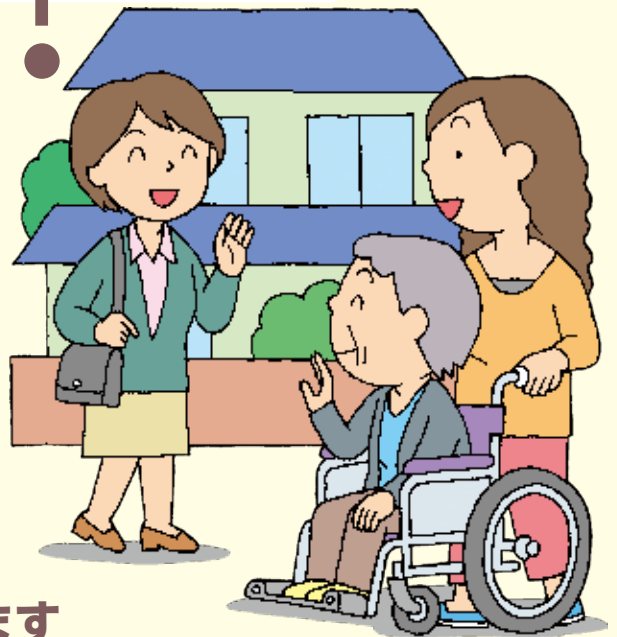
Tel (054) 626-1219 Fax (054) 621-0034

焼津市 高齢者虐待防止



# 「高齢者虐待」が 起こっていませんか？

高齢者虐待は、高齢者の「人としての尊厳」を傷つける行為です。高齢者虐待防止法では、高齢者（65歳以上）に対する家族などの養護者や養介護施設従事者による虐待の防止を目的としています。地域全体で、高齢者本人を虐待から守るだけでなく、虐待をしてしまっている家族などを支援することも大切です。



## ■こんなことが高齢者虐待になります

### 身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる
- ・無理なりハビリを強要する
- ・ベッドにしばりつける、部屋の外から鍵をかけて閉じこめる など

### 心理的虐待

- ・排せつの失敗などに対して恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する など

### 性的虐待

- ・排せつの失敗に対して懲罰的ちやうばつに下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為を強要する など

### 介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする
- ・服やおむつが汚れている状態を放置する、劣悪な状態や住環境で生活させる
- ・必要な医療や介護のサービスを不合理に制限する など

### 経済的虐待

- ・日常的に必要なお金を渡さない
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

## ■本人からSOSを出せないことがあります

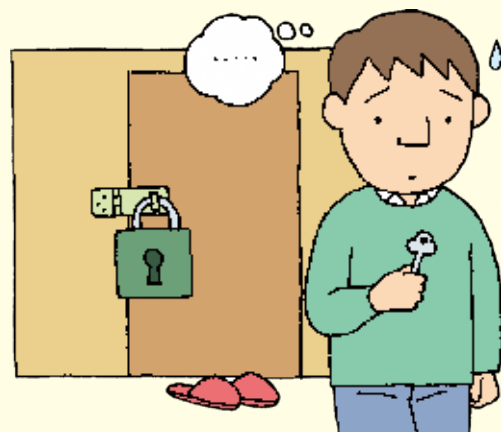
高齢者の中には、虐待を受けていてもSOSのサインを出さない、もしくは出すことができない人がいます。そこには、介護されている場合などの「家族に面倒をかけている」という負い目や、自分自身へのあきらめの感情などが背景としてあると思われます。



## ■虐待をする家族に自覚がない場合もあります

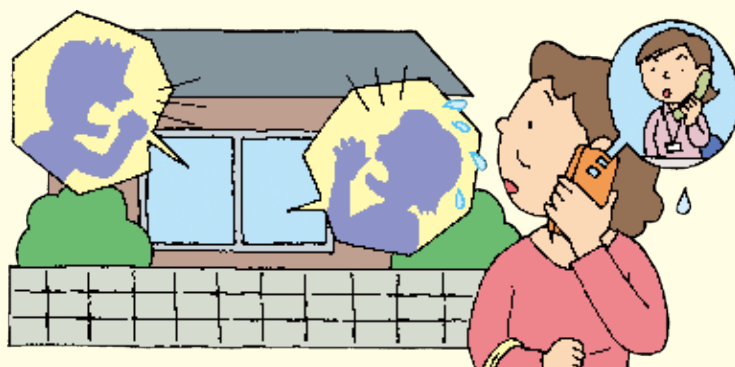
虐待をしている家族などに、その自覚がないことも少なくありません。認知症による徘徊を防ぐために部屋に鍵をかけて閉じ込めたり、夜間の失禁をなくすために過剰な水分制限をしたりと、その気はなくても結果的に虐待につながっていることがあります。

また、養護者の孤立や介護疲れなどにより高齢者への接し方が乱暴になるなど、虐待の自覚や不安があっても改善できない場合もあります。養護者への適切な指導や支援が必要です。



## ■「もしかしたら…」と思ったら迷わず通報・相談を

高齢者本人やその家族に限らず、地域の人も含めて「もしかしたら虐待では」と思ったら、迷わず通報・相談しましょう。第三者が介入することで虐待の深刻化が防げます。



### 通報・相談

市の担当窓口や地域包括支援センターに通報・相談してください。  
通報・相談者の秘密は厳守されます。

### 高齢者の 安全確認・事実確認

市や地域包括支援センターの担当者が、まずは訪問調査などで高齢者の安全を確認します。その後、関係者から情報を収集して、虐待かどうかの事実確認をします。

### 個別ケース会議

市と地域包括支援センターにおいて虐待のおそれがあると判断した場合、関係機関などの担当者とともに、必要な支援について検討します。

### 関係機関・関係者 による支援の実施

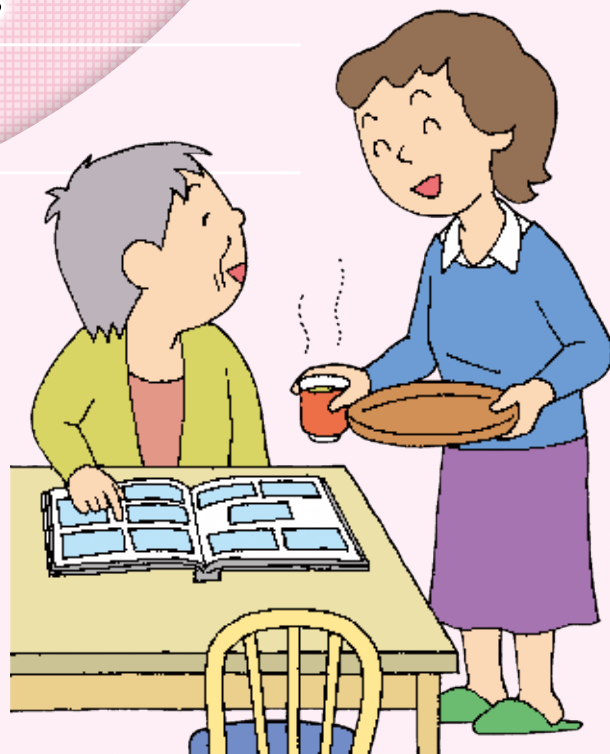
虐待を受けた高齢者に対し、介護保険サービスの活用、施設への入所、成年後見制度の申し立てなどの支援をします。また、養護者への支援も並行して実施します。

### 定期的な訪問等 によるモニタリング

支援が適切であったかどうか、支援方法や内容、各機関の役割などの再検討をします。虐待が解消され、高齢者の生活が安定したことが確認されたら、対応を終了します。

# 「認知症」を正しく理解していますか？

虐待を受けている高齢者の多くが、何らかの認知症の症状がみられるといわれています。認知症は、さまざまな原因で脳の細胞に変化が起こったり、働きが悪くなったりして、記憶力や判断力が衰える高齢者には身近な病気です。家族などの養護者が認知症について正しく理解することが、適切な介護や虐待防止につながります。



## ■認知症の「中核症状」と「行動・心理症状 (BPSD)」

認知症の症状には、脳の障害によって起こる「中核症状」と、中核症状に本人の性格や心理状態、周囲との関わりなどが影響して症状が変わる「行動・心理症状 (BPSD)」があります。

### 中核症状 の例

- **記憶障害**  
体験の一部ではなく、体験そのものを忘れる。
- **見当識障害**  
時間、場所、人間関係などが分からない。
- **実行機能障害**  
計画や手順を考えて実行することができない。
- **理解・判断力の障害**  
2つ以上のことを同時に処理できない。

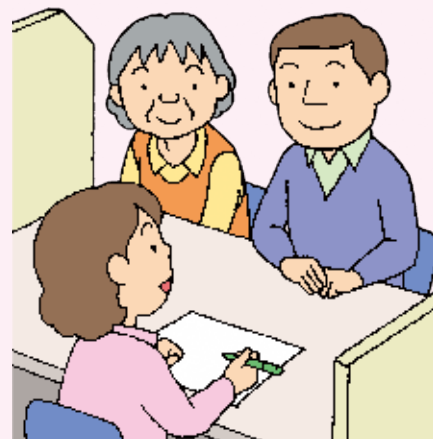
### BPSD の例

- **妄想** ● **幻覚** ● **攻撃的な言動**
- **徘徊** ● **無気力**
- **便をいじるなどの不潔行為**
- **過食など食行動の混乱** など

BPSDは、適切な治療や周囲のサポートで認知症の人が感じている身体的・社会的・環境的ストレスなどを取り除くことによって、ある程度の軽減が可能です。

## ■「認知症あんしんガイド」で臨機応変なケアプランの見直しを

認知症は、「その人・そのとき」に合わせた対応の工夫が大切です。「認知症あんしんガイド (認知症ケアパス)」は、認知症の疑い、発症、進行とともに変化する状態に応じて、どのような医療や介護などの支援や選択があるかという目安を示すものです。主治医やケアマネジャーなどと相談しながら、地域で受けられる医療や介護サービスを活用し、臨機応変にケアプランを見直しましょう。



# 「消費者トラブル」で

## 困っていませんか？



認知症などで判断力が衰えた高齢者は、悪質商法や詐欺などの消費者トラブルの被害にあいやすい傾向があります。高齢者本人は「まさか自分は大丈夫」という油断をしないこと、周囲の人は「普段と変わりはないか」と見守りながら、高齢者が困りごとを相談しやすい関係づくりをしておくことが大切です。

### ■ 高齢者が被害にあいやすい悪質な手口の例

#### 訪問による手口

自宅を訪問して、高齢者の不安をあおったり、同情をかったり、親切な人を装ったりして、高額で不要な改修工事や大量の商品販売などの契約をさせます。

#### 電話による手口

自宅に電話をかけて、言葉巧みに商品販売などの契約をさせます。勝手に商品を送りつけたあとで、代金を支払うよう強迫的な電話をかけてくる手口もあります。

#### 架空請求詐欺の手口

郵便やパソコン・携帯電話などへのメールで、身に覚えのないサイトの利用料金などの未納を通告し、支払わなければ裁判を起すなどと不安をあおります。

#### 振り込め詐欺の手口

親族をかたる詐欺は、複数の人間が電話し、お金の受け渡し方法を変えるなど年々巧妙になっています。また、警察や市役所など公的機関の職員をかたる詐欺もあります。

### 困ったときはどこに相談する？

#### ■ 消費者ホットライン

☎ 188 (いやや!)

#### ■ 焼津市消費生活センター

☎ (054) 626-1147

#### ■ 警察総合相談

☎ #9110 (携帯電話からも可)

#### ■ 法テラス(日本司法支援センター)

おなやみなし

☎ 0570-078374

☎ 03-6745-5600 (IP電話から)

高齢者の尊厳を  
おびやかす

# 悩みや心配チェックリスト

次のようなサインがみられたら、虐待など高齢者の尊厳がおびやかされている危険があります。

## ■本人の様子からのサイン

体に不自然な傷やあざなどがある。また、傷やあざの理由を聞いてもはっきりしない。	
家族に対しておびえたり、おそろしがったりすることがある。	
住居や部屋がきわめて不衛生になっている。また、異臭を放っている。	
衣服が汚れたままになっている。また、季節に合わない服を着ている。	
無気力、あきらめ、投げやりな様子がみられる。	
「お金を盗られた」「年金を取り上げられた」などと言う。	
不要または必要以上と思われる量の商品などを購入している。	

## ■家族など養護者からのサイン

高齢者に対して冷淡な態度や無関心な態度がみられる。	
高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばある。	
高齢者の健康や病気に関心がなく、医師への受診や介護の相談をすすめても拒否する。	

## ■地域で気づけるサイン

自宅から家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴、物が投げられる音などが聞こえる。	
草が生い茂り、ごみが放置されるなど、庭や家屋の手入れがされていない。	
郵便受けや玄関先が、新聞や郵便物でいっぱいになっている。	
昼間でも雨戸が閉まったままになっている。	
高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊 <sup>はいかい</sup> している姿がみられる。	
見慣れない工事業者やセールスマンなどがひんぱんに出入りしている。	

地域包括支援センターは、市が委託している公的な相談機関です。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、チームとして地域の高齢者とその家族の相談支援を行います。悩みや心配ごとがあったら、お気軽にお住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

市ホームページ「高齢者虐待防止」



UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



令和8年3月発行  
禁無断転載©東京法規出版  
KG012410-A15